



平成 30 年 1 月 24 日

各 位

会社名 沖 電 線 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 来住 晶介  
(コード番号 5815 東証第一部)  
問合せ先 IR室長 内藤 雅英  
(TEL. 044-766-3171)

## 株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 24 日開催の取締役会において、平成 30 年 2 月 28 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成 30 年 2 月 28 日から平成 30 年 3 月 27 日まで整理銘柄に指定された後、平成 30 年 3 月 28 日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 記

#### I. 株式併合について

##### 1. 株式併合の目的及び理由

平成 29 年 12 月 19 日付で公表しました「沖電気工業株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、沖電気工業株式会社（以下「沖電気工業」といいます。）は、平成 29 年 11 月 1 日から平成 29 年 12 月 18 日までを買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、沖電気工業は、平成 29 年 12 月 25 日をもって、当社株式 3,132,358 株（議決権所有割合（注）：86.76%）を所有するに至りました。

（注）「議決権所有割合」とは、当社が平成 29 年 10 月 31 日に公表した「平成 30 年 3 月期

第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結) (以下「当社決算短信」といいます。)に記載された当社が平成29年10月1日を効力発生日として行った当社株式10株を1株の割合で併合する株式併合(以下「平成29年10月1日付株式併合」といいます。)の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、当社決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた(※)株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に係る議決権の数(1単元の株式数を100株として記載したもの)である36,105個に占める割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

※ 上記の自己株式数(288,438株)の他に、株主名簿上は当社名義となっている株式が1,000株(平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した株式数は100株)あることから、沖電気工業は、本公開買付けにおいて、当社が所有する自己株式数を288,538株として記載しているとのことです。

平成29年10月31日付で公表しました「沖電気工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)にてお知らせいたしましたとおり、沖電気工業は、当社を含む沖電気工業グループ各社の収益力向上のためには、沖電気工業と当社の経営資源を相互活用する等の一体経営を行うことにより沖電気工業グループの総合力を強化する必要があると判断したことから、沖電気工業と当社の資本関係を更に強めることにより、沖電気工業と当社の経営戦略を共有し、機動的な経営判断を行うことができる経営体制を迅速に構築することが必要であるとの認識に至ったとのことです。

そこで、沖電気工業は、当社を沖電気工業の完全子会社とすることについて平成29年7月下旬から本格的に検討を開始し、平成29年8月中旬に当社に打診を行い、同年9月下旬以降、両社間で協議を重ねてまいりました。その結果、沖電気工業は、平成29年10月中旬、沖電気工業が当社を完全子会社化することによって、経営戦略意思決定の迅速化に加え、沖電気工業グループ内の人的リソースを活用することにより、当社の企業価値の向上とグループ全体の収益基盤の強化を図ることができるとの結論に至ったため、平成29年10月31日開催の取締役会において、沖電気工業が当社の発行済株式の全て(沖電気工業が既に所有していた当社株式及び当社が所有していた自己株式を除きます。以下同じです。)を取得することにより、当社の株主を沖電気工業のみとするための一連の手続(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けの開始を決議したとのことです。

当社といたしましても、沖電気工業から当社を沖電気工業の完全子会社とすることについて平成29年8月中旬に提案を受け、本取引における諸条件の公正性を担保すべく、本取引に関して当社及び沖電気工業から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)から取得した当社株式の株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容、リ

ーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために当社取締役会の諮問機関として設置した第三者委員会から提出された答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、沖電気工業から提案を受けた平成 29 年 8 月中旬から同年 10 月下旬まで、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に検討を行いました。

その結果、当社は、当社が沖電気工業の完全子会社となることにより、沖電気工業と当社の間で相互に重複していない顧客へのクロスセールによる販路の拡大、商品ラインナップの拡充、沖電気工業グループが保有する人材の供給を受けることによる技術者及び作業者の確保、IoT 技術の活用により工場のスマート化が図れることによる更なる生産能力の強化等が可能になること、また、当社は、平成 29 年 9 月下旬以降沖電気工業との間で協議を重ねた結果、同年 10 月中旬に当社の今後の成長にとって必要不可欠な経験豊富な人材の採用や教育、海外における事業展開のノウハウの提供のほか、今後の当社の M&A 戦略についても沖電気工業からのアドバイスを受けることが可能になることから、本取引は、当社が直面している課題の解決を加速する各施策を実行し、当社の事業基盤を充実させ、当社がより成長していくための投資を実施する上でも必要であり、当社の企業価値の一層の向上が見込まれる最善の選択肢であるとの結論に至りました。

また、本取引における諸条件のうち、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（3,650 円。以下「本公開買付け価格」といいます。）については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由」の「② 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載のとおり、相当であると判断しており、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上により、当社は、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記の取締役会決議は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。沖電気工業は、当社の総株主の議決権の数の 90%以上の議決権を取得できなかったことから、沖電気工業からの要請を受け、本意見表明プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、平成 30 年 1 月 24 日開催の取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社を沖電気工業の完全子会社とするために、当社株式 515,807 株を 1 株に併合す

ること（以下「本株式併合」といいます。）を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本株式併合により、沖電気工業以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

## 2. 株式併合の要旨

### (1) 株式併合の日程

① 本臨時株主総会基準日公告日	平成 29 年 12 月 25 日（月）
② 本臨時株主総会基準日	平成 30 年 1 月 10 日（水）
③ 取締役会決議日	平成 30 年 1 月 24 日（水）
④ 本臨時株主総会開催日	平成 30 年 2 月 28 日（水）（予定）
⑤ 整理銘柄指定日	平成 30 年 2 月 28 日（水）（予定）
⑥ 当社株式の最終売買日	平成 30 年 3 月 27 日（火）（予定）
⑦ 当社株式の上場廃止日	平成 30 年 3 月 28 日（水）（予定）
⑧ 本株式併合の効力発生日	平成 30 年 4 月 1 日（日）（予定）

### (2) 株式併合の内容

#### ① 併合する株式の種類

普通株式

#### ② 併合比率

平成 30 年 4 月 1 日（予定）をもって、平成 30 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式について、515,807 株を 1 株に併合いたします。

#### ③ 減少する発行済株式総数

3,610,642 株

#### ④ 効力発生前における発行済株式総数

3,610,649 株

(注)「効力発生前における発行済株式総数」は、当社決算短信に記載された平成 29 年 10 月 1 日付株式併合の効果を反映した平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（3,899,087 株）から、当社が平成 30 年 1 月 24 日開催の取締役会において、平成 30 年 3 月 31 日付で消却を行う旨を決議した自己株式数（288,438 株）を控除した株式数です。

#### ⑤ 効力発生後における発行済株式総数

7 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

28 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、沖電気工業以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を沖電気工業に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である 3,650 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

沖電気工業は、本公開買付けの開始時点では当社の親会社等に該当しませんでした。沖電気工業の完全子会社である沖ウィンテック株式会社（以下「沖ウィンテック」といいます。）及び株式会社 OK I プロサーブ（以下「OK I プロサーブ」といいます。）を通じて当社株式 38,407 株（議決権所有割合：1.06%）を間接所有し、当社を持分法適用関連会社としている状況や、沖電気工業出身者が当社の代表取締役 1 名、取締役 2 名及び監査役 2 名に就任していることを考慮し、本公開買付けの公正性を担保し利益相反を回避する観点から、下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の各措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、沖電気工業において実施した措置については、沖電気工業から受けた説明に基づくものです。

② 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されるこ

とが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額は、上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である3,650円を乗じた金額となる予定です。

本公開買付価格につきましては、沖電気工業から意向表明書を受領した平成29年10月上旬以降、同月下旬までの間、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、第三者委員会からの意見やファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券による当社株式の株式価値の算定内容、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を受けて慎重に検討した結果、沖電気工業との間で公開買付価格について、平成29年10月上旬以降、同月下旬までの間、複数回交渉いたしました。その結果、合意された本公開買付価格である1株当たり3,650円は、SMB C日興証券から取得した本株式価値算定書に提示された当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジ内であること、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年10月30日の東京証券取引所における当社株式の終値3,480円に対して4.89%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、平成29年10月30日から過去1ヶ月間の終値単純平均値3,224円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値について同じです。）に対して13.21%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値3,214円に対して13.57%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,837円に対して28.66%のプレミアムが加算されていることその他の本取引に関する諸条件を考慮し、本取引は当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

また、当社は、平成29年10月31日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することの決議を行った後、平成30年1月24日に至るまでに、本公開買付価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、沖電気工業は、平成29年11月1日から平成29年12月18日までを本公開買付期間とする本公開買付けを行い、その結果、沖電気工業は、本公開買付けの決済の開始日である平成29年12月25日をも

って、当社株式 3,132,358 株（議決権所有割合：86.76%）を所有するに至りました。

## （2）上場廃止となる見込み

### ① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主を沖電気工業のみとする予定です。その結果、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

日程といたしましては、平成 30 年 2 月 28 日から平成 30 年 3 月 27 日まで整理銘柄に指定された後、平成 30 年 3 月 28 日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

### ② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、沖電気工業は、沖電気工業が当社を完全子会社化することによって、経営戦略意思決定の迅速化に加え、沖電気工業グループ内の人的リソースを活用することにより、当社の企業価値の向上とグループ全体の収益基盤の強化を図ることができるとの結論に至ったため、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付けの開始を決議したとのことです。

また、当社は、当社が沖電気工業の完全子会社となることにより、沖電気工業と当社の間で相互に重複していない顧客へのクロスセールスによる販路の拡大、商品ラインナップの拡充、沖電気工業グループが保有する人材の供給を受けることによる技術者及び作業者の確保、IoT 技術の活用により工場のスマート化が図れることによる更なる生産能力の強化等が可能になること、また、当社は、平成 29 年 9 月下旬以降沖電気工業との間で協議を重ねた結果、同年 10 月中旬に当社の今後の成長にとって必要不可欠な経験豊富な人材の採用や教育、海外における事業展開のノウハウの提供のほか、今後の当社の M&A 戦略についても沖電気工業からのアドバイスを受けることが可能になることから、本取引は、当社が直面している課題の解決を加速する各施策を実行し、当社の事業基盤を充実させ、当社がより成長していくための投資を実施する上でも必要であり、当社の企業価値の一層の向上が見込まれる最善の選択肢であるとの結論に至りました。

### ③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社取締役会は、平成 29 年 10 月 31 日付で、第三者委員会より、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨の本答申書を受領しております。

(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式併合は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び沖電気工業は、本株式併合を含む本取引の公正性を担保する観点から、本公開買付けの開始までの間に、以下の措置を実施いたしました。

① 沖電気工業における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

沖電気工業は、本公開買付け価格を決定するにあたり、沖電気工業及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、沖電気工業は、平成29年10月30日付で当社の株式価値に関する株式価値算定書（以下「沖電気工業株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、沖電気工業は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下とのことです。

市場株価基準法	: 2,837円から3,480円
DCF法	: 3,298円から3,875円

市場株価基準法では、平成29年10月30日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日終値3,480円、基準日までの過去1週間の終値単純平均値3,281円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,224円、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,214円（注）及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,837円（注）を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を2,837円から3,480円と算定しているとのことです。

（注）当社は、平成29年10月1日を効力発生日として当社株式10株を1株の割合で併合する株式併合を行っております。よって過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値の計算においては、平成29年10月1日付株式併合の権利落ち前の終値について当該終値を10で乗じて得た数値を終値として計算しているとのことです。以下、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値の計算において同じとのことです。

DCF法では、当社から提供を受けた事業計画（平成30年3月期から平成33年3月期までの4年間）に、直近までの業績の動向、当社との間の書面質疑、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成30年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、



当社が将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより当社の株式価値を評価し、当社株式1株当たりの株式価値を3,298円から3,875円と算定しているとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎となる当社の事業計画においては、前年度比で大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。

沖電気工業は、みずほ証券から取得した沖電気工業株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果を参考にしつつ、沖電気工業において実施した当社に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの事例の際に付与されたプレミアムの実例、当社株式の基準日までの過去6ヶ月間及び直近の市場株価の動向、当社との複数回に亘る協議・交渉の結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を勘案し、最終的に平成29年10月31日に本公開買付け価格を3,650円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格3,650円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年10月30日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値3,480円に対して4.89%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,224円に対して13.21%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値3,214円に対して13.57%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,837円に対して28.66%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっているとのことです。

## ② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、沖電気工業から提示された本公開買付け価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付け価格の公正性を担保するために、当社及び沖電気工業から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得しました。SMBC日興証券は、当社及び沖電気工業の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

SMBC日興証券は、当社からの依頼に基づき、当社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受け、それらの情報を踏まえて当社株式の株式価値を算定しております。なお、当社は、SMBC日興証券から、本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

SMBC日興証券は、当社株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するためDCF法を用いて当社株式の価値算定を行っております。当該各手法を用いて算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法	: 2,837 円から 3,224 円
類似上場会社比較法	: 3,424 円から 3,849 円
D C F 法	: 3,506 円から 4,748 円

市場株価法では、平成 29 年 10 月 30 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の直近 1 ヶ月の終値単純平均値 3,224 円、直近 3 ヶ月の終値単純平均値 3,214 円、直近 6 ヶ月の終値単純平均値 2,837 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 2,837 円から 3,224 円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 3,424 円から 3,849 円までと分析しております。

D C F 法では、当社が作成した平成 30 年 3 月期から平成 33 年 3 月期までの事業計画を前提として、当社が平成 30 年 3 月期第 1 四半期以降生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの価値を 3,506 円から 4,748 円までと分析しております。なお、S M B C 日興証券が D C F 法による分析に用いた当社作成の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

### ③ 当社における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成 29 年 9 月 27 日、当社及び沖電気工業との間に利害関係を有しない、川島いづみ氏（当社社外取締役、独立役員）、田中慎一郎氏（当社社外監査役、独立役員）及び久島満洋氏（公認会計士、山田ビジネスコンサルティング株式会社）の 3 名から構成される第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）、第三者委員会に対し、(i)本取引の目的が正当性・合理性を有するか、(ii)本取引に係る手続の公正性が確保されているか、(iii)本取引の取引条件（本公開買付けの公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか、並びに、(iv)(i)乃至(iii)を前提に本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否かを検討し、当社の取締役会に対して意見を述べること（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問することを決議いたしました。

第三者委員会は、平成 29 年 9 月 27 日から同年 10 月 30 日までの間に合計 5 回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、第三者委員会は、当社又は沖電気工業より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討を行い、当社の代表取締役社長から、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、当社の状況、当社の事業計画、当社が意思決定をするに至る経緯・検討過程について、説明を受けるとともに、質疑応答等を行いました。また、第

三者委員会は、沖電気工業及び沖電気工業のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。更に、第三者委員会は、SMB C日興証券より、当社株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、これらについての質疑応答を行うとともに、SMB C日興証券及び森・濱田松本法律事務所から、当社が第三者委員会における議論を参考に沖電気工業との間で本公開買付け価格を含む本取引の諸条件について交渉をした内容等について報告を受けております。かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議した結果、第三者委員会は、平成29年10月31日付で、(a)本取引が当社の企業価値の向上をもたらすことについての当社及び沖電気工業の説明に不合理な点は見受けられず、この時期に本取引により沖電気工業が当社を非公開化することで、当社が直面している各課題の解決を加速する本意見表明プレスリリースの「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 沖電気工業が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針」記載の(i)から(v)に記載された各施策を実行することが可能となると考えることに合理性があり、本取引は、当社の企業価値の向上をもたらすものと考えられること、(b)本公開買付け価格は、独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券が作成した本株式価値算定書の算定結果に照らして妥当なものといえること、また、本公開買付け価格に付された市場価格に対するプレミアムの水準も、当社株式の市場株価の推移及び本取引と同種の近時の取引事例におけるプレミアム水準に照らして不合理とまではいえないこと、更に、本公開買付け価格は、第三者委員会の実質的な関与の下、当社と沖電気工業との間で真摯な交渉が行われた結果、沖電気工業から有意な譲歩が行われた上で妥結に至ったものであり、独立当事者においてみられる交渉が行われた上で合意に至った価格と評することができることを総合的に考慮すれば、本公開買付け価格は不合理とまではいえない価格であると認められること、(c)第三者委員会の設置や、本取引に係る意思決定過程における利益相反関係を有する取締役の排除、独立したアドバイザーの選任など、当社の意思決定過程における恣意性を排除するための合理的な措置がとられていること、本株式売渡請求又は本株式併合は本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付け価格に株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付け期間や買付株式数の下限といった本公開買付けの条件においても適正・公正な手続を通じていることを総合的に考慮すれば、当社の少数株主の利益に対する配慮がなされていること等から、(i)本取引の目的は正当性・合理性を有するといえる、(ii)本取引に係る手続の公正性が確保されているといえる、(iii)本取引の取引条件(本公開買付け価格を含む。)の公正性・妥当性が確保されているといえる、(iv)本取引は当社の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨の答申書を、第三者委員全員の一致で当社取締役会に提出しております。

④ 当社における外部の法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、当社及び沖電気工業から独立した森・濱田松本法律事務所を選定し、同事務所より、本公開買付けを含む本取引の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役の異議がない旨の意見

当社取締役会は、本意見表明プレスリリースの「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成 29 年 10 月 31 日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（松岡義和氏を除きます。）の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、上記取締役会には、当社の社外監査役 3 名のうち、利害関係のある 2 名を除く 1 名が審議に参加し、当社取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の社外取締役である松岡義和氏は、沖電気工業の子会社の代表取締役社長を兼務している取締役であることから、本公開買付けを含む本取引に関する当社の取締役会の意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引に関する全ての審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加しておりません。

また、当社の社外監査役である小林俊夫氏は沖電気工業の子会社の取締役を兼務しており、八反田徹氏は沖電気工業の従業員であることから、本公開買付けを含む本取引に関する当社の取締役会の意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引に関する全ての審議に参加しておりません。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

沖電気工業は、本公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、32 営業日としています。このように、本公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募について適切な判断機会を確保するとともに、沖電気工業以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性の担保に配慮しているとのことです。

また、沖電気工業は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような合意等、当該対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記本公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保し、本公開買付けの公正性を担保することを意図しているとのことです。

#### ⑦ 買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいて、沖電気工業は、買付予定数の下限を1,170,800株（議決権所有割合：32.43%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいて、沖電気工業は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。なお、買付予定数の下限（1,170,800株）は、(i) 当社決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数（3,899,087株）から、(ii) 当社決算短信に記載された平成29年9月30日現在の自己株式数（288,438株）に100株を加えた株式数（288,538株）並びに (iii) 沖電気工業の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する当社株式の合計数（38,407株）並びに沖電気工業が所有する当社株式の数（1,307,540株）をそれぞれ控除した株式数（2,264,602株）の過半数に相当する株式数（1,132,302株。これは、沖電気工業の非利害関係者が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する当社株式の数にあたります。）を基礎として、これに沖電気工業の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する当社株式の合計数（38,407株）を加えた株式数（1,170,709株）の1単元（100株）の倍数に切り上げた数（1,170,800株）とのことです。これにより、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、沖電気工業の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

#### 4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「① 上場廃止」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

#### 5. 支配株主との取引等に関する事項

平成30年1月24日現在、沖電気工業は当社の親会社に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引等に該当します。

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、平成29年6月23日付のコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関等の助言を得るなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することの無いよう適切な対応

を行うことを方針としております。

本株式併合を行うに際しても、当社は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社取締役会は、SMB C日興証券から本株式価値算定書、第三者委員会から本答申書、森・濱田松本法律事務所から法的助言を踏まえ、慎重に協議及び検討しており、当社としては、少数株主の利害を害することの無いよう適切な対応を行っており、上記方針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成29年10月31日付で、第三者委員会より、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨の本答申書を入手しております。

詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

## II. 単元株式数の定め廃止について

### 1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

### 2. 廃止予定日

平成30年4月1日（予定）

### 3. 廃止の条件

本臨時株主総会において本株式併合に関する議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款の一部変更に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

### Ⅲ. 定款の一部変更について

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は28株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株主の権利制限）及び第9条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は沖電気工業1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、定款第12条（基準日）を変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,500</u>万株とする。</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>28</u>株とする。</p>
<p><u>（単元株式数）</u></p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p>	<p>（削除）</p>
<p><u>（単元未満株主の権利制限）</u></p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>（2）募集株式または募集新株予約権の割</u></p>	<p>（削除）</p>

<p style="text-align: center;"><u>当てを受ける権利</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(3) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(单元未満株式の買増し)</u></p> <p>第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項に定めるほか必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第13条～第51条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当会社は、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第10条～第48条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(効力発生日)</u></p> <p>第1条 第5条 (発行可能株式総数)、第7条 (单元株式数)、第8条 (单元未満株主の権利制限)、第9条 (单元未満株式の買増し) の変更は、平成30年</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



2月28日開催予定の当社臨時株主総会に付議される株式併合の件が原案どおり承認可決されることおよび当該株式併合の効力が発生することを条件として、株式併合の効力発生日に効力が発生するものとする。

第2条 附則第1条および本条は、前条に係る定款変更の効力発生日を以て削除する。

### 3. 変更の日程

平成30年4月1日（予定）

但し、第12条（基準日）の変更については、平成30年2月28日（予定）

### 4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

以 上